

既存不適格調書

令和 〇 年 〇 月 〇 日

建築主事 宛

建築主 住 所 千葉県〇〇市〇〇〇〇
氏 名 〇〇 〇〇 印*
電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

〔（*）法人の場合は、記名押印してください。法人以外の場合は、記名押印してください。〕

これは 千葉県建築指導課 が作成した参考書式です。
行政庁ごとに取扱いが異なりますので、使用する際は必ず
所管する行政庁に確認していただくをお願いします。

既存建築物について

- ☐ 確認図書等と相違ないこと及び適切に施工されていることを別添のとおり調査したので
- ☒ 確認図書等と相違ないこと及び適切に施工されていることを別添のとおり調査したので
- ☐ 適切に施工されていることを別添のとおり調査したので
- この報告書は事実に相違ありません
- 既存建築物を調査した結果を選んでください。
- 報告します

確認済証・番号	☒ 有り (昭和 51 年 〇 月 〇 日 第 0000 号) ☐ 無し
検査済証・番号	☒ 有り (昭和 51 年 〇 月 〇 日 第 ☐ 無し
建築場所	千葉県〇〇市〇〇〇〇
対象既存建築物を調査した者 (建築士)	① 資 格 (1) 級建築士 (大臣) 登録第 0000 号
	② 氏 名 〇〇 〇〇 印
	③ 建 築 士 事務所名 (1) 級建築士事務所 (千葉県) 知事登録第 0000 号 株式会社〇〇〇建築士事務所
	④ 所 在 地 千葉県〇〇市〇〇〇〇
	⑤ 電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(指定機関)	① 資 格 建築基準適合判定資格者 登録 第 0000 号
	② 氏 名 〇〇 〇〇
	③ 指 定 番 号 指定確認検査機関指定番号 第 0000 号
	④ 機 関 名 〇〇確認検査株式会社
	⑤ 所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
	⑥ 電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

状況報告事項	
既存建築物【1-1】は、鉄筋コンクリート造3階、最高高さ11.50m、延べ面積625㎡、法第20条と法第28条の2についての既存不適格建築物である。昭52年の旧耐震設計法による設計であり、増築:1-2に際しての耐震改修工事により耐震診断基準に適合させており、Is値=0.75 q=0.70である。 また、上記の耐震改修後、【1-2】の増築を行っているが、検査済証を受けていない。	
備考欄	建築主事記入欄

添付図書等

- 本書の既存不適格建築物の確認に必要な図書等を参照し添付すること
- 既存不適格調査チェックリスト及びチェックリスト別添の調査資料、図面、建築確認等の履歴が分かる資料
- 現況調査書(現況が確認申請図書と相違している場合に添付してください。)

■ 既存不適格部分の調査結果(構造耐力関係 法第20条)

チェック項目				現行法要件	現況調査結果
元 号	年	対象法令			
昭和・平成	56	法・令 告 示	第77条 第1項 第4号	帯筋比は0.2%以上の規定	張り調査の結果、径9mm縦横@300であることを確認。帯筋比が0.15%である。
昭和・平成	56	法・令 告 示	第78条の2 第1項第1～4号	厚さ12cm以上、開口補強筋12mm以上、径9mm以上縦横30cm未満	設計図書により開口補強筋9mmであることを確認。
昭和・平成	12	法・令 告 示	令82条第4号 第1459号	鉄筋コンクリート造 床版(片持ち以外) $t/l_x > 1/30$ 、床版(片持ち) $t/l_x > 1/10$ 、梁 $D/l > 1/10$	実測調査の結果、梁の有効長さ6500mm、梁せい600mmであることを確認。 $D/l=1/10.9$ 、たわみ5mmにより $5 \times 8/6500=1/163 \geq 1/250$ である。
昭和・平成	13	法・令 告 示	令93条・94条 第1113号	地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力	構造計算書により水平力に対する許容応力度計算がされていない。
昭和・平成	19	法・令 告 示	令36条の2第5号 第593号	設計用せん断力 $Q_D=\min\{Q_L+nQ_E, Q_0+Q_y\}$	構造計算書により設計用せん断力が現行による数値を下回っている。
昭和・平成	19	法・令 告 示	令82条第1号 第594号	耐力壁の規定(開口周比、せん断剛性低減率、せん断耐力低減率の規定)、耐力壁水平力負担1/2超えによる応力割増、水平震度・鉛直震による突出部に作用する応力割増	平成19年以前の構造計算がされている。
昭和・平成	25	法・令 告 示	令第39条第3項 第771号	特定天井の構造は、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの	1階天井が特定天井に該当する。現地調査の結果、壁との間に隙間がないこと、落下防止対策がないこと等を確認。
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		
昭和・平成		法・令 告 示	第 第 条号		

※ 既存不適格の項目のみ調査結果を記入してください。

※ 不適格であることを証する図面・構造計算書等の書類を添付してください。

※ EXP,J等で分けられた建築物で、不適格の建築物の部分が複数ある場合は、その部分ごとに作成してください。(番号は添付図書の配置図に記入した番号を記入)

既存不適格調査チェックリスト(構造)

■法第86条の7の緩和を受ける場合の各

☒ 増改築部分の面積制限なし

この面については現況調査書記入例の想定建築物
と関係なく記入例を提示しています。

平17国交告566号(改正 平28国交告917号)より

					増改築部分	既存部分 (独立部分以外の独立部分を除く)			備考
						棟番号			
						1			
令第137条の2第1号イ	(1)	該当するものにシ点を記入			令第3章第8節の規定に適合				
		(2)	(構造方法) 令第3章第1節～第7節の2の規定に適合						
	(建築設備の構造強度) 令第129条の2の4の規定に適合								
	(3)	(構造方法) 耐久性等関係規定に適合							
		第1号	㊦ (屋上から突出する水槽等) 令第129条の2の4第3号の規定に適合			(注) (2)により、増改築部分は現行基準に適合する必要がある			
			㊧ (配管設備) 令第129条の2の5第1項第2号及び第3号の規定に適合						
			㊨ (昇降機) 令第129条の4、令第129条の5、令第129条の8第1項、令第129条の12第1項第6号及び第2項、並びにかごの構造の規定に適合						
第2号		㊩ (屋根ふき材等) 昭46建告第109号に適合							
	㊪ (特定天井) 脱落防止措置								
令第137条の2第1号ロ	(2)	(構造方法・構造計算) 令第3章の規定に適合			適合				
		(建築設備の構造強度) 令第129条の2の4の規定に適合			適合				
	H17国交告566号第1号イ	(構造方法) 耐久性等関係規定に適合			適合				
		第1号	㊦ 令第3章第8節に規定する構造計算に適合			(注) (2)により、増改築部分は現行基準に適合する必要がある			
			(地震時構造計算) 令第3章第8節に規定する構造計算に適合						
			㊧ (地震時外構造計算) 令第82条第1号から第3号までに定めるところによる構造計算に適合						
			(地震時構造計算) 耐震診断基準 (H18国交告第185号) に適合				適合		
			㊨ (地震時外構造計算) 令第82条第1号から第3号までに定めるところによる構造計算に適合						
		第2号	(屋上から突出する水槽等) 令第129条の2の4第3号の規定に適合			適合			
			(配管設備) 令第129条の2の5第1項第2号及び第3号の規定に適合			適合			
(昇降機) 令第129条の4、令第129条の5、令第129条の8第1項、令第129条の12第1項第6号及び第2項、並びにかごの構造の規定に適合			適合						
第3号	(屋根ふき材等) 昭46建告第109号に適合			適合					
	(特定天井) 脱落防止措置			—					

☒ 増改築部分の床面積の合計が、既存部分の延べ面積(基準時)の1/2以下の場合

〔増改築部分の床面積 〇〇〇 ㎡〕 ≤ 〔基準時における延べ面積 〇〇〇〇 ㎡〕／2＝ 〇〇〇 ㎡

(イ、ロ、ハのいずれかに該当すること。ただし、ロは、法第20条第1項第4号に掲げる建築物に限る。)					増改築部分	既存部分 (独立部分以外の独立部分を除く)			備考			
						棟番号						
○	令 第 1 3 7 条 の 2 第 2 号	イ	(構造方法) 耐久性等関係規定に適合			適合	適合					
			H17国交告566号 第3	第1号	① (構造方法) 令第3章第1節～第7節の2の規定に適合	適合				}	(注)a,b,c,dの いずれかより 選択。	
					a{ ⊕ ⁽¹⁾ ⊗ ₍₁₎ 令第3章第8節に規定する構造計算	適合						
					b{ ⊕ ⁽²⁾ ⊗ ₍₂₎ 法第20条第1項第4号の木造建築物は壁量計算等 (令第42条、第43条、第46条)に適合							
					c{ ⊕ ⊗ ₍₁₎ 小規模な一体増改築※1に該当する場合 (地震時構造計算)耐震診断基準(H18国交告第185号)に適合 (地震時外構造計算)令第3章第8節に適合							
					d{ ⊕ ⊗ EXP.Jで分離 (地震時構造計算)耐震診断基準(H18国交告第185号)に適合 (地震時外構造計算)令第82条第1号から第3号までに定めるところに よる構造計算	適合						
				第2号	(屋上から突出する水槽等)令第129条の2の4第3号の規定に適合	適合	適合					
					(配管設備)令第129条の2の5第1項第2号及び第3号の規定に適合	適合	適合					
					(昇降機)令第129条の4、令第129条の5、令第129条の8第1項、 令第129条の12第1項第6号 及び第2項、並びにかごの構造の規定に適合	適合	適合					
			第3号	(屋根ふき材等)昭46建告109号に適合	適合	適合						
				(特定天井)脱落防止措置	適合	適合						
			ロ	(構造方法) 令第3章第1節～第7節の2(令第36条、第38条第2項～第4項を除く)の規定に適合			—	—			法第20条第1項第4号に 掲げる建築物に限る。	
				H17国交告566号第4	(基礎の補強)基礎の補強方法に関する基準、鉄筋コンクリート造の規定の準用		—	—				
			ハ	前号に定める基準に適合			—	—				

☒ 増改築部分の床面積の合計が、既存部分の延べ面積(基準時)の1/20以下かつ50㎡以内の場合

〔増改築部分の床面積 〇〇 ㎡〕 ≤ 〔基準時における延べ面積 〇〇〇〇 ㎡〕／20かつ50㎡＝ 〇〇 ㎡

(イ、ロのいずれかに該当すること。)					増改築部分	既存部分 (独立部分以外の独立部分を除く)			備考
						棟番号			
○	令第37条の2第1イ	(1)	(構造方法・構造計算) 令第3章の規定に適合	適合					
			(建築設備の構造強度) 令第129条の2の4の規定に適合	適合					
		(2)	構造耐力上の危険性が增大しないこと		適合				
	ロ	前二号に定めるいずれかの基準に適合				添付図書は忘れずに添付			

注 1. この書式は今回増改築申請に係る一の建築物ごとに作成してください。

2. 添付図書

(1)配置図 今回増改築申請に係る建築物の増改築部分、既存部分及びEXP.Jの位置、並びに、既存の各独立部分に付した棟番号を記載してください。

(2)配置図に付した棟番号順に、各独立部分の建築年、構造、階数、延べ面積を整理し、基準時における延べ面積及び増改築に係る部分の床面積の合計を算定してください。

(別添「基準時における延べ面積等算定書」参照)

※1 増築又は改築後の建築物の架構を構成する部材から追加および変更がない場合。

添付図書は忘れずに添付
して下さい。